

北上市中小企業雇用安定支援助成金

雇用調整助成金又は緊急雇用安定助成金の受給決定を受けた市内中小事業者に対し、休業手当の事業主負担の一部を助成します。

対 象 者

次のすべての要件を満たす方

- ◆市内に事業所を有する中小事業者であること
- ◆判定基礎期間の初日が令和3年5月1日から12月31日（緊急対応期間の末日）までのいずれかの日である休業等を実施し、雇用調整助成金又は緊急雇用安定助成金（以下、雇用調整助成金等）の支給決定を受けていること
- ◆雇用調整助成金等の助成率が10分の10である事業者でないこと

助 成 額

雇用調整助成金等の基準賃金額の1/10の額（上限1,500円）

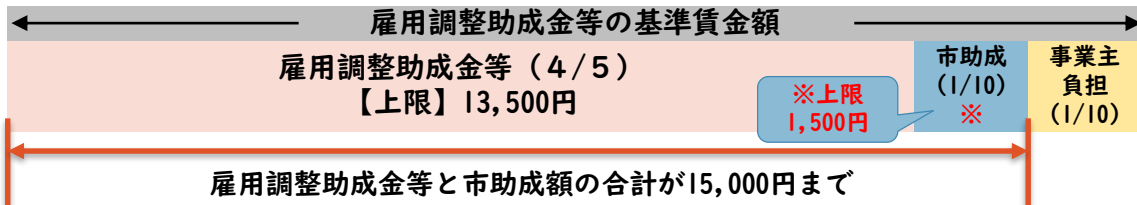
ただし、1人日あたりの雇用調整助成金等の助成額と市助成金の合計額が15,000円まで

※1 1人日あたりの雇用調整助成金等助成額が15,000円に達している場合、当該助成金の対象になりません。

※2 雇用調整助成金等の申請を市外事業所も含めて申請している場合、市内事業所分のみ対象となります。

例) 新型コロナウイルス緊急対応期間・通常に該当し、助成率（4/5）の場合

※裏面に他の例を載せています。



支給申請方法

雇用調整助成金等の受給決定後、市へ助成金の申請をしてください。

■提出書類■

- ・助成金交付申請書兼請求書※1、2
- ・助成金算定書※1
- ・雇用調整助成金等の支給決定通知書の写し
- ・雇用調整助成金等に係る提出書類の写し（書類名はHPに掲載しています。）

※1 様式は市HPに掲載しています。

※2 申請額は助成金算定書により計算した額を記載してください。

■申請フロー■

- ①休業の実施
- ↓
- ②雇用調整助成金等の支給申請
- ↓
- ③雇用調整助成金等の支給決定
- ↓
- ④市へ助成金申請
- ↓
- ⑤助成金の支給

【お問い合わせ】

北上市商工部産業雇用支援課 〒024-8501 北上市芳町1-1

TEL：0197-72-8243 Email：sangyo@city.kitakami.iwate.jp



助成金の対象になるかチェックしましょう！

□市内に事業所を有する中小事業者である。

NO

YES ↓

□判定基礎期間の初日が令和3年5月1日～12月31日（緊急対応期間の末日）までのいずれかの日である休業等を実施し、雇用調整助成金等の受給決定を受けた

NO

YES ↓

□雇用調整助成金等の助成率が10分の10でない

NO

YES ↓

□業況特例又は地域特例に該当し、1人日あたりの雇用調整助成金等の助成額が上限額（15,000円）に達していない

NO ↓

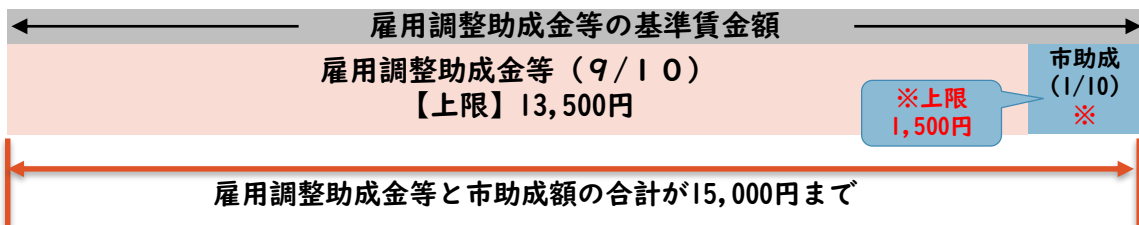
YES ↓

助成金対象外です

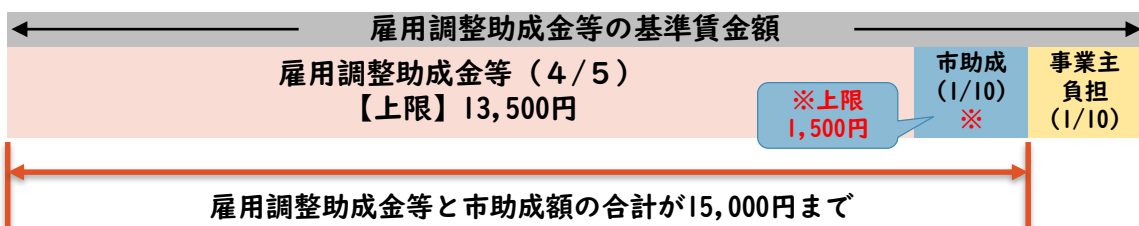
助成金対象です

助成金の支給例

例1) 新型コロナウイルス緊急対応期間・通常に該当し、助成率（9/10）の場合



例2) 新型コロナウイルス緊急対応期間・通常に該当し、助成率（4/5）の場合



例3) 業況特例又は地域特例に該当し、助成率が（4/5）の場合

